

浄化槽清掃業許可証

令和5年7月24日

住所 勇払郡むかわ町大成1丁目13番地

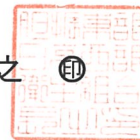
氏名 有限会社 鷗川衛生社 代表取締役 齋藤 夕子

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名)

胆振東部日高西部衛生組合浄化槽清掃業の許可に関する条例第3条第1項の規定により、交付します。

胆振東部日高西部衛生組合

組合長 竹中喜之



許可の期間	令和5年7月26日から 令和7年7月25日まで	許可番号	日胆衛許可 第17A-466号
許可の区域	日高町		
遵守事項	<ol style="list-style-type: none">胆振東部日高西部衛生組合浄化槽清掃業の許可に関する条例第5条第1項の規定に基づき変更があった場合の届出は、当該変更の日から30日以内に行うこと。胆振東部日高西部衛生組合浄化槽清掃業の許可に関する条例第5条第2項に基づき廃業等の届出は、当該廃業等の日から30日以内に行うこと。本許可証は、他人に譲渡し、又は貸与しないこと。胆振東部日高西部衛生組合浄化槽清掃業の許可に関する条例施行規則第5条の規定に基づき組合長から許可の取消し又は停止を命じられたとき及び事業を廃止したときは、速やかに本証を返納すること。本許可証を亡失し、又は破損したときは、速やかに再交付申請を行うこと。関係法令、胆振東部日高西部衛生組合浄化槽清掃業の許可に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。		